改正 平成29年12月26日規則第44号 令和2年3月31日規則第22号 平成31年3月29日規則第12号

沖縄県医師修学資金等貸与規則をここに公布する。 沖縄県医師修学資金等貸与規則

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 修学資金等の貸与(第3条-第13条)
- 第3章 返還債務の履行の猶予 (第14条・第15条)
- 第4章 返還債務の免除(第16条―第26条)
- 第5章 雑則(第27条—第29条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、県内の医師の不足する地域の医療機関における医師の確保及び質の向上に資するため県が貸与する修学資金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において「地域医療従事医師確保修学資金」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)における修学のための資金であって、別表第1に掲げる医療機関(以下「指定医療機関」という。)の医師として勤務する意思を有している者に貸与する資金をいう。
- 2 この規則において「指定診療科医師確保修学資金」とは、大学における修学のための資金であって、指定医療機関の診療科のうち第20条に規定する診療科(以下「指定診療科」という。)の医師として勤務する意思を有している者に貸与する資金をいう。
- 3 この規則において「特定診療科医師確保研修資金」とは、別表第2に掲げる病院(以下「指定臨床研修病院」という。)における医師の専門性に関する研修(以下「専門研修」という。)のための資金であって、指定医療機関の診療科のうち第21条に規定する診療科(以下「特定診療科」という。)の医師として勤務する意思を有している者に貸与する資金をいう。
- 4 この規則において「修学資金等」とは、地域医療従事医師確保修学資金、指定診療科医師確保修 学資金及び特定診療科医師確保研修資金をいう。
 - 一部改正〔令和2年規則22号〕

第2章 修学資金等の貸与

(貸与の対象者)

- 第3条 修学資金等は、次の各号に掲げる修学資金等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の申請により当該者に貸与するものとする。
 - (1) 地域医療従事医師確保修学資金(離島・北部枠) 次の全ての要件に該当する者
 - ア 離島市町村(石垣市、宮古島市及び久米島町をいう。以下同じ。)又は北部市町村(名護市、大宜味村、今帰仁村、本部町及び宜野座村をいう。以下同じ。)に所在する学校教育法に規定する高等学校を卒業した者又は卒業することが見込まれる者であること。
 - イ 県内の大学の医学を履修する課程に在学する者又は当該課程に入学する手続を終えた者であって、卒業後に指定医療機関の医師として勤務する意思を有しているものを対象として当該大学が実施する選抜方法により入学したもの又は入学する予定のものであること。
 - ウ 大学を卒業し、指定臨床研修病院において医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1

項に規定する臨床研修(以下「初期臨床研修」という。)及びこれに引き続く専門研修を修了 した後、指定医療機関の医師として勤務する意思を有している者であること。

- (2) 地域医療従事医師確保修学資金(地域枠) 次の全ての要件に該当する者
 - ア 離島市町村及び北部市町村以外の県内の市町村に所在する学校教育法に規定する高等学校を 卒業した者又は卒業することが見込まれる者であること
 - イ 県内の大学の医学を履修する課程に在学する者又は当該課程に入学する手続を終えた者であって、卒業後に指定医療機関の医師として勤務する意思を有しているものを対象として当該大学が実施する選抜方法により入学したもの又は入学する予定のものであること。
 - ウ 大学を卒業し、指定臨床研修病院において初期臨床研修及びこれに引き続く専門研修を修了 した後、指定医療機関の医師として勤務する意思を有している者であること。
- (3) 指定診療科医師確保修学資金 次の全ての要件に該当する者
 - ア 県内の大学の医学を履修する課程に在学する者で、大学の第5学年及び第6学年の課程を履 修するものであること。
 - イ 大学を卒業し、指定臨床研修病院において初期臨床研修及びこれに引き続く専門研修を修了 した後、指定医療機関の指定診療科の医師として勤務する意思を有している者であること。
- (4) 特定診療科医師確保研修資金 次の全ての要件に該当する者
 - ア 指定臨床研修病院において特定診療科の専門研修を履修している者であること。
 - イ 専門研修を修了した後、指定医療機関の特定診療科の医師として勤務する意思を有している 者であること。
 - 一部改正〔平成29年規則44号・31年12号〕

(修学資金等の額等)

第4条 修学資金等の1人当たりの貸与の額は、次の表の左欄に掲げる修学資金等の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる経費区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額以内の額とする。

| 修学資金等の区分 | 経費区分 | 金額 |
|------------------------|------|---------------|
| 地域医療従事医師確保修学資金(離島・北部枠) | 授業料 | 年額 530,000円 |
| | 生活費 | 月額 100,000円 |
| 地域医療従事医師確保修学資金(地域枠) | 授業料 | 年額 530,000円 |
| | 生活費 | 月額 50,000円 |
| 指定診療科医師確保修学資金 | 授業料 | 年額 530,000円 |
| | 生活費 | 月額 70,000円 |
| 特定診療科医師確保研修資金 | 研修費 | 年額 2,000,000円 |

- 2 修学資金等の利息の額は、修学資金等の区分ごとに、修学資金等の貸与を受けた日から次条の規 定による貸与する期間が終了する月の末日までの日数に応じ、年15パーセントの割合で計算した額 とする。
- 3 前項の規定により計算した利息の額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
 - 一部改正〔平成29年規則44号・31年12号〕

(貸与期間)

第5条 修学資金等を貸与する期間は、地域医療従事医師確保修学資金にあっては6年以内、指定診療科医師確保修学資金にあっては2年以内、特定診療科医師確保研修資金にあっては3年以内とする。この場合において、当該貸与する期間は、生活費又は研修費の貸与を受けた期間を通算した期間とする。

(貸与の申請手続)

第6条 修学資金等の貸与を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる修学資金等の区分に応じ、 それぞれ同表の中欄に掲げる申請書にそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなけ

| 修学資金等の区分 | 申請書 | 添付書類 | |
|---------------|-----------|--------------------|--|
| 地域医療従事医師確保修学資 | 地域医療従事医師確 | 1 大学の在学証明書(大学に入学する | |
| 金 | 保修学資金貸与申請 | 前の者にあっては、大学に入学する事 | |
| | 書 | 実を証する書類) | |
| | (第1号様式) | 2 在学する大学の学長又は学部長の推 | |
| | | 薦調書 | |
| | | 3 その他知事が特に必要と認めた書類 | |
| 指定診療科医師確保修学資金 | 指定診療科医師確保 | 1 大学の在学証明書 | |
| | 修学資金貸与申請書 | 2 住民票謄本 | |
| | (第2号様式) | 3 在学する大学の学長又は学部長の推 | |
| | | 薦調書 | |
| | | 4 その他知事が特に必要と認めた書類 | |
| 特定診療科医師確保研修資金 | 特定診療科医師確保 | 1 研修実施計画書 | |
| | 研修資金貸与申請書 | 2 住民票謄本 | |
| | (第3号様式) | 3 専門研修を受ける医療機関等の特定 | |
| | | 診療科に係るプログラム統括責任者の | |
| | | 推薦調書 | |
| | | 4 医師免許証の写し | |
| | | 5 その他知事が特に必要と認めた書類 | |

- 2 修学資金等の貸与を受けようとする者が当該貸与を受けようとする年度の前の年度に修学資金等 の貸与を受けている場合の前項に規定する添付書類は、同項の規定にかかわらず、大学の在学証明 書又は研修実施計画書とする。
 - 一部改正〔平成31年規則12号・令和2年22号〕

(連帯保証人)

- 第7条 修学資金等の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。この場合において、連帯保証人は、独立の生計を営む者で身元確実な成年者でなければならない。
- 2 前項の連帯保証人のうち1人は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者でなければならない。
 - (1) 修学資金等の貸与を受けようとする者が未成年者であるとき 修学資金等の貸与を受けようとする者の保護者(親権を行う者又は未成年後見人をいう。)
 - (2) 修学資金等の貸与を受けようとする者が成年者であるとき 修学資金等の貸与を受けようと する者の父母兄姉又は3親等内の親族
- 3 第1項の連帯保証人は、修学資金等の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)と連帯して 債務を負担するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、修学資金等の貸与を受けようとする者において家庭の事情その他や むを得ない理由があると知事が認める場合は、連帯保証人を1人とすることができる。
 - 一部改正「平成31年規則12号〕

(貸与の決定)

- 第8条 知事は、第6条に規定する申請書を受理したときは、貸与することが適当であるか否かを審査し、修学資金等を貸与することが適当であると認めるときは、修学資金等の貸与を決定し、医師修学資金等貸与決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定に基づく修学資金等を貸与する旨の決定は、毎年度予算の範囲内で行うものとする。
- 3 知事は、修学資金等を貸与しない旨の決定をしたときは、医師修学資金等貸与不承認決定通知書 (第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(貸与契約)

第9条 前条第1項の規定による貸与の決定を受けた者(以下「貸与決定者」という。)は、同項の 規定による通知を受け取ったときは、遅滞なく、医師修学資金等貸与契約書(第6号様式)により 貸与契約を締結するものとする。

(貸与の方法)

- 第10条 知事は、第8条第1項の規定により貸与する者を決定した場合は、次の各号に掲げる経費区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該修学資金等を貸与するものとする。
 - (1) 授業料及び研修費 第8条第1項の規定により決定した貸与の額の2分の1に相当する額を 5月及び10月にそれぞれ交付する。
 - (2) 生活費 第8条第1項の規定により決定した貸与の額の3箇月分に相当する額を5月、7月、10月及び1月にそれぞれ交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合には、1回当たりの交付額及び交付する時期を変更することができるものとする。
 - 一部改正〔平成29年規則44号・31年12号〕

(貸与の決定の取消し等)

- 第11条 知事は、貸与決定者が第8条第1項の規定による貸与の決定を受けた日から当該貸与を行う 年度の末日までの間において次の各号のいずれかに該当する場合は、当該貸与決定者に対する貸与 の決定を取り消すものとする。
 - (1) 大学を退学し、又は専門研修の修了前に指定臨床研修病院を退職したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学又は専門研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 修学資金等の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (5) その他修学資金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 知事は、貸与決定者が大学を休学したとき、若しくは停学の処分を受けたとき、又は専門研修を中断したときは、休学し、若しくは停学の処分を受け、又は中断した日の属する月の翌月から、復学し、又は再開した日の属する月までの期間に係る修学資金等について、貸与を行わないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項に規定する期間に相当する分として交付された修学資金等がある場合であって、当該被貸与者が当該貸与を受けた年度と同一の年度内に復学し、又は再開したときは、その修学資金等は、当該被貸与者が復学し、又は再開した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。この場合において、前項に規定する期間に相当する分として交付された修学資金等の額が当該被貸与者が復学し、又は再開した日の属する月の翌月以降の分の額に相当する額を超えるときは、当該相当する額を貸与されたものとみなす額とする。
- 4 第2項の規定により貸与を行わないものとする修学資金等の額は、次の各号に掲げる経費区分に 応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。
 - (1) 授業料 第2項に規定する期間に相当する月数(次号において「対象月数」という。)を12 で除して得た数値を第8条第1項の規定により決定した貸与の額に乗じて得た額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
- (2) 生活費及び研修費 対象月数を第8条第1項の規定により決定した貸与の額に乗じて得た額5 第1項の規定により修学資金等の貸与の決定が取り消された場合の利息の額は、修学資金等の区分ごとに、修学資金等の貸与を受けた日から当該貸与の決定が取り消された日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年15パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 前項の規定により計算した利息の額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
 - 一部改正〔平成29年規則44号〕

(返還及び返還方法)

第12条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた修学資金等の総額に利息を付した額を、当該理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならな

い。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

- (1) 前条第1項の規定により修学資金等の貸与の決定が取り消されたとき。
- (2) 大学を卒業した日から2年を経過する日までに医師免許を取得しなかったとき。
- (3) 修学資金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 被貸与者は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の期間に相当する分として交付された修学資金等がある場合において、同条第3項の規定により、復学し、又は再開した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす修学資金等がないときは、当該貸与を受けた年度の終了後30日以内に、当該貸与を受けた修学資金等の額に相当する額を返還しなければならない。
- 3 被貸与者は、前条第3項前段に規定する場合であって、同条第2項に規定する期間に相当する分として交付された修学資金等の額が当該被貸与者が復学し、又は再開した日の属する月の翌月以降の分の額に相当する額を超えるときは、当該貸与を受けた年度の終了後30日以内に、交付を受けた修学資金等について、当該超える額に相当する額を返還しなければならない。
- 4 被貸与者は、正当な理由なく履行期限までに返還債務の履行をしなかったときは、当該返還債務の金額に、当該履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する額の延滞利息を支払わなければならない。
- 5 前項の規定により計算した利息の額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
 - 一部改正〔平成29年規則44号〕

(期限の利益の喪失)

第13条 知事は、被貸与者が正当な理由なく貸与を受けた修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、期限の利益を喪失させ、直ちに当該修学資金等の全部又は一部の返還を求めることができる。

追加〔平成31年規則12号〕

第3章 返還債務の履行の猶予

(返還債務の履行の猶予)

- 第14条 知事は、第12条第1項の規定により修学資金等及びその利息を返還すべき者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続している期間修学資金等及びその利息の返還債務の履行を猶予することができるものとする。
 - (1) 第11条第1項の規定による貸与の決定が取り消され又は貸与期間が満了した後も、引き続き大学に在学しているとき。
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。
 - 一部改正〔平成29年規則44号・31年12号・令和2年22号〕

(返還債務履行猶予の申請)

- 第15条 前条の規定による返還債務の履行猶予を受けようとする者は、医師修学資金等返還猶予申請書(第7号様式)に返還債務の履行の猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の医師修学資金等返還猶予申請書を受理したときは、修学資金等及びその利息の返 還債務の履行を猶予することが適当であるか否かを審査し、その諾否を書面により申請者に通知す るものとする。
 - 一部改正〔平成29年規則44号・31年12号〕

第4章 返還債務の免除

(指定医療機関)

第16条 沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例(平成19年沖縄県条例第13号。以下「条例」 という。)第2条第1項第1号アの規則で定める医療機関は、別表第1に掲げる医療機関とする。

一部改正〔平成31年規則12号〕

(指定臨床研修病院)

第17条 条例第2条第1項第1号アの規則で定める病院は、別表第2に掲げる医療機関とする。 一部改正〔平成31年規則12号〕

(専門研修の期間)

- 第18条 医師の専門性に関する研修に係る条例第2条第1項第1号ア及びイ並びに同項第2号の規則で定める期間は、5年を超えない範囲内で、当該研修を修了するために必要な期間とする。
 - 一部改正〔平成29年規則44号·31年12号〕

(返還債務の免除が受けられる勤務期間)

第19条 条例第2条第1項第1号ア及びイ並びに同項第2号の当該資金の貸与を受けた期間に相当する期間の範囲内で規則で定める期間は、次の表の左欄に掲げる資金の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる貸与を受けた期間に相当する期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。

| 資金の区分 | 貸与を受けた期間に相 当する期間 | 期間 |
|--------------------|---------------------|----|
| 条例第2条第1項第1号アに掲げる資金 | 3年未満 | 1年 |
| | 3年以上4年未満 | 2年 |
| | 4年以上6年未満 | 3年 |
| | 6年 | 4年 |
| 条例第2条第1項第1号イに掲げる資金 | 2年以内 | 1年 |
| 条例第2条第1項第2号に掲げる資金 | 3年未満 | 1年 |
| | 3年 | 2年 |

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第2条第1項第1号アに掲げる資金の貸与を6年間受けた者が併せて条例第2条第1項第2号に掲げる資金の貸与を受けた場合は、当該資金の貸与を受けた期間に相当する期間の範囲内で規則で定める期間は、4年とする。
 - 一部改正〔平成29年規則44号・31年12号〕

(指定診療科)

- 第20条 条例第2条第1項第1号イの規則で定める診療科は、小児科、外科、産婦人科、泌尿器科、 脳神経外科及び総合診療とする。
 - 一部改正〔平成29年規則44号·31年12号〕

(特定診療科)

- 第21条 条例第2条第1項第2号の規則で定める特定の診療科は、小児科、外科、産婦人科、泌尿器 科、脳神経外科及び総合診療とする。
 - 一部改正〔平成29年規則44号・31年12号〕

(勤務期間の計算)

- 第22条 条例第2条第1項から第4項までに規定する勤務期間を計算する場合においては、指定医療機関の医師としての勤務を開始した日の属する月から勤務しなくなった日の属する月までを算入するものとする。
- 2 前項の規定は、専門研修を受けた期間を計算する場合について準用する。
 - 一部改正〔平成31年規則12号・令和2年22号〕

(特別の事情)

第23条 条例第2条第3項の規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 指定医療機関の医師の数が当該指定医療機関が必要とする医師の人数に達しているため、当該指定医療機関が被貸与者を採用することができない事情
- (2) その他指定医療機関が被貸与者を採用することができない当該指定医療機関の事情で、知事が合理的な理由があると認めるもの
 - 一部改正〔平成31年規則12号・令和2年22号〕

(指定医療機関以外の医療機関の勤務)

- 第24条 条例第2条第4項の規定による指定医療機関以外の医療機関(大学を含む。以下この条において同じ。)に勤務しようとする者は、あらかじめ指定外医療機関等勤務承認申請書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 条例第2条第4項の規定による指定医療機関以外の医療機関の勤務についての知事の承認は、被 貸与者が医師の専門性の向上を図ることを目的として当該医療機関の業務に就業する場合であっ て、かつ、その就業期間が2年以内である勤務であるものに限るものとする。
- 3 知事は、第1項の指定外医療機関等勤務承認申請書を受理したときは、指定医療機関以外の医療機関の勤務を承認することが適当であるか否かを審査し、その諾否を書面により申請者に通知するものとする。
 - 一部改正 [平成29年規則44号・31年12号・令和2年22号]

(裁量免除の額)

- 第25条 条例第3条第1項の規則で定める額は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 被貸与者が指定医療機関の指定診療科以外の診療科(特定診療科を除く。)の医師として勤務した場合において、当該勤務した期間(指定医療機関の指定診療科の医師として勤務した期間があるときは、その期間を加えた期間)が第19条の規定により定められた期間に達したとき(第3号に該当する場合を除く。) 当該被貸与者が貸与を受けた年度に貸与された条例第2条第1項第1号アに掲げる資金のうち第3条第1項第2号に規定するものの1人につき貸与された額
 - (2) 被貸与者が指定医療機関の特定診療科の医師として勤務した場合において、当該勤務した期間(指定医療機関の指定診療科の医師として勤務した期間があるときは、その期間を加えた期間)が第19条の規定により定められた期間に達したとき(次号に該当する場合を除く。) 当該被貸与者が貸与を受けた条例第2条第1項第1号イに掲げる資金の額
 - (3) 被貸与者が指定医療機関の特別な事情により、指定医療機関の指定診療科以外の診療科の医師として勤務した場合において、当該勤務した期間(指定医療機関の指定診療科の医師として勤務した期間があるときはその期間を加えた期間)が第19条の規定により定められた期間に達したとき 当該被貸与者が貸与を受けた条例第2条第1項第1号イに掲げる資金の額
- 2 条例第3条第2項において準用する同条第1項の規則で定める額は、次に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 被貸与者が指定医療機関の特定診療科以外の診療科(指定診療科を除く。)の医師として勤務した場合において、当該勤務した期間(指定医療機関の特定診療科の医師として勤務した期間があるときは、その期間を加えた期間)が第19条の規定により定められた期間に達したとき(第3号に該当する場合を除く。) 当該被貸与者が貸与を受けた年度に貸与された条例第2条第1項第1号アに掲げる資金のうち第3条第1項第2号に規定するものの1人につき貸与された額
 - (2) 被貸与者が指定医療機関の特定診療科以外の指定診療科の医師として勤務した場合において、当該勤務した期間(特定診療科の医師として勤務した期間があるときは、その期間を加えた期間)が第19条の規定により定められた期間に達したとき(次号に該当する場合を除く。) 当該被貸与者が貸与を受けた年度に貸与された条例第2条第1項第1号イに掲げる資金の1人につき貸与された額
 - (3) 被貸与者が指定医療機関の特別な事情により、指定医療機関の特定診療科以外の診療科の医師として勤務した場合において、当該勤務した期間(指定医療機関の特定診療科の医師として勤務した期間があるときはその期間を加えた期間)が第19条の規定により定められた期間に達したとき 当該被貸与者が貸与を受けた条例第2条第1項第2号に掲げる資金の額

(返還債務免除の申請)

- 第26条 条例第2条又は第3条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、医師修学資金等返還免除申請書(第9号様式)に返還債務の免除を受けようとする理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の医師修学資金等返還免除申請書を受理したときは、修学資金等及びその利息の返 還債務を免除することが適当であるか否かを審査し、その諾否を書面により申請者に通知するもの とする。

一部改正〔平成29年規則44号・31年12号〕

第5章 雑則

(届出)

- 第27条 被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、届出書(第10号様式)にその 該当する事実を証する書面を添えて、直ちに知事に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 修学又は専門研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - (3) 大学を退学し、休学し、復学し、若しくは卒業し、又は停学の処分を受けたとき。
 - (4) 専門研修を中止し、休止し、再開し、又は変更したとき。
 - (5) 修学資金等の貸与を受けることを辞退するとき。
 - (6) 医師の免許を取得したとき。
 - (7) 指定医療機関等で医師として業務に従事したとき、又は当該業務に従事する場所を変更したとき。
 - (8) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡若しくは 破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。
- 2 連帯保証人は、被貸与者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 一部改正〔平成29年規則44号・31年12号〕

(現況届)

第28条 被貸与者は、修学資金等の貸与を受けた期間が満了してから当該修学資金等の返還の債務の全部を免除され、又は返還の債務の履行を終えるまでの間、毎年4月1日現在における就業等の状況を同月末日までに現況届(第11号様式)により知事に届け出なければならない。

追加〔平成29年規則44号〕、一部改正〔平成31年規則12号〕

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか、修学資金等の貸与に関し必要な事項は別に定める。

一部改正〔平成29年規則44号・31年12号〕

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年度予算に係る修学資金等から適用する。

附 則 (平成29年12月26日規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄県医師修学資金等貸与規則の規定は、平成29年度以後に貸与を受ける者について適用し、同年度前に貸与を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月29日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄県医師修学資金等貸与規則の規定は、平成31年度予算に係る修学資金等から適用し、平成30年度以前に貸与した修学資金等については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月31日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条、第16条関係)

沖縄県立宮古病院

沖縄県立八重山病院

沖縄県立北部病院

公立久米島病院

沖縄県立北部病院附属伊是名診療所

沖縄県立北部病院附属伊平屋診療所

沖縄県立中部病院附属津堅診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属久高診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属渡嘉敷診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属座間味診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属阿嘉診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属渡名喜診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属粟国診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属北大東診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属南大東診療所

沖縄県立宮古病院附属多良間診療所

沖縄県立八重山病院附属大原診療所

沖縄県立八重山病院附属西表西部診療所

沖縄県立八重山病院附属小浜診療所

沖縄県立八重山病院附属波照間診療所

伊江村立診療所

竹富町立黒島診療所

竹富町立竹富診療所

与那国町立与那国町診療所

北部地区医師会病院

一部改正〔平成29年規則44号・31年12号〕

別表第2 (第2条、第17条関係)

琉球大学病院

沖縄県立中部病院

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

沖縄県立北部病院

沖縄県立精和病院

沖縄県立宮古病院

沖縄県立八重山病院

地方独立行政法人那覇市立病院

沖縄赤十字病院

北部地区医師会病院

社会医療法人仁愛会浦添総合病院

社会医療法人敬愛会中頭病院

医療法人沖縄徳洲会南部徳洲会病院

医療法人おもと会大浜第一病院

社会医療法人友愛会豊見城中央病院

医療法人沖縄徳洲会中部徳洲会病院

社会医療法人かりゆし会ハートライフ病院

沖縄医療生活協同組合沖縄協同病院

一部改正〔平成29年規則44号・31年12号・令和2年22号〕

第1号様式(第6条関係)

一部改正〔平成31年規則12号・令和2年22号〕

第2号様式(第6条関係)

一部改正〔平成31年規則12号・令和2年22号〕

第3号様式(第6条関係)

一部改正〔平成31年規則12号・令和2年22号〕

第4号様式(第8条関係)

第5号様式(第8条関係)

第6号様式(第9条関係)

一部改正〔平成31年規則12号〕

第7号様式(第15条関係)

一部改正〔平成29年規則44号・31年12号〕

第8号様式(第24条関係)

一部改正〔平成29年規則44号・31年12号・令和2年22号〕

第9号様式(第26条関係)

一部改正〔平成29年規則44号・31年12号・令和2年22号〕

第10号様式 (第27条関係)

一部改正〔平成29年規則44号・31年12号〕

第11号様式 (第28条関係)

追加〔平成29年規則44号〕、一部改正〔平成31年規則12号〕